

6/25 時点

福岡市版

新型コロナウイルス支援策一覧 Vol.2

緊急事態宣言が解消された後も、私たちの暮らしや経済活動への影響はまだまだぬぐえない状況にあります。6月の議会を経て、国・県・市が新たに追加・拡充した支援策をまとめました。詳細が未定な施策もありますが、ご活用いただけましたら幸いです。※5月7日時点の支援策一覧は、福岡市民クラブのホームページに掲載いたしております。



個人・世帯向け

家計が急変した方向け、新規・拡充支援策

支援学

ひとり親世帯への
給付金

手休当業



このような方が対象

受けられる支援の内容

申請・問い合わせ先

家計が急変し
小・中学校の費用の
支払いにお困りの家庭8月末までに申請すれば、
就学援助(学用品費や給食費の免除等)が
4月分から適用されます。在学中の小・中学校 または
教育委員会教育支援課
711-4693 【就学援助】

児童扶養手当受給世帯

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を給付
※申請不要(8月中に口座振込予定)詳細は7月上旬以降に決定予定。
詳しくは、福岡市HPをご確認ください。さらに収入が大きく減少した方
上記給付+1世帯5万円を給付(特別給付)
※要申請(9月以降支給予定)専用のコールセンターも開設予定ですが、
開設までは下記にお問い合わせください。こども家庭課 711-4238
【ひとり親世帯臨時特別給付金】児童扶養手当を
受給していない世帯収入が児童扶養手当対象水準に下がった方
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を給付労働者個人で直接申請
準備が整い次第、厚生労働省HPで公表
【新型コロナ対応休業支援金(仮称)】休業期間中の休業手当を
受け取れない労働者休業前賃金の80%を支給
(月額上限33万円、休業実績に応じて)

人件費

事業者向け

新型コロナウイルス感染症にかかる新規・拡充支援策

このような方が対象

受けられる支援の内容

申請・問い合わせ先

従業員に給与を支払い
休業させた事業主支払った給与を助成 日額上限: 15,000円
※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)郵送やオンライン申請可能
※5月31日以前分の申請期限8月31日
福岡労働局 助成金センター
411-4701 8時30分~17時15分(平日)
【雇用調整助成金】自宅で子どもを見る従業員に
有給休暇を取得させた
事業主支払った給与を助成 日額上限: 15,000円
※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)学校等休業助成金・支援金相談
コールセンター
0120-60-3999
9時~21時(土日祝日含む)自宅で子どもを見るために
仕事を休んだ事業主
(フリーランス・委託など)休業補償 1日あたり定額: 15,000円
※パート等非正規雇用も含む。(4月1日~9月30日分)※申請期限: 12月28日
【小学校等休業対応助成金・支援金】5~12月の売上が、前年比
1か月 50%以上減少
または
3か月 30%以上減少
した事業者家賃月額(法人75万円・個人37.5万円まで)
3分の2を6か月分支給準備が整い次第、
経済産業省HP等で公表
【家賃支援給付金】新しい生活様式への
対応に取り組む飲食店家賃月額(法人75万円・個人37.5万円まで)
15分の1を6か月分支給準備が整い次第、福岡県HP等で公表
福岡県商工部 商工政策課
【福岡県家賃軽減支援金】飲食店アドバイザーの派遣や
福岡市HPでの情報発信
(飛沫感染防止策などのアドバイスが可能)詳細は7月中旬以降HPに掲載予定
観光マーケティング課 711-4355
【飲食店アドバイザー派遣事業】

提案が実現!

市内商店街等で「プレミアム付き商品券」が発行されます!

プレミアム率は20% (各商店街等が発行する商品券を20%引きで購入可能。)
販売・使用開始 9月1日 ~ 使用期限 2月19日まで ※発行商店街はHP等でご確認ください。

福岡市議会議員【東区】

議会活動レポート Vol.27



2020年 夏号

とし のり

おちいし俊則

6月議会 議案質疑に登壇! ~新型コロナウイルス感染症対策&拠点文化施設条例

6月定例議会(6/15開会)は4月、5月臨時議会に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る追加支援策が提案されました。私は、議会初日、会派を代表して、追加支援策のうち、「事業者を支援する取組み」並びに「福岡市拠点文化施設条例案」(「新・市民会館・須崎公園再整備」)について質疑に立ちました。

■ 新型コロナウイルス感染症対策(事業者、就職活動支援) ~経済活動 再始動に向か~

5月14日、緊急事態宣言は解除されたものの、自営業・飲食店等にとっては、感染リスク軽減に向けての対応等、暗中模索が続いている状況です。経済活動の再始動に向け、市が積極的に支援することが必要です。

今議会、中小企業・事業者を支援する取り組みとして①「商店街プレミアム付き商品券発行への支援」②「安全安心に配慮したイベント再開モデル事業」③「事業者向け支援に関する派遣・出張相談」④「オンライン採用・就職活動支援」の4事業が追加提案されました。これらの支援策をさらに充実させるため、①については発行経費の負担軽減を、②については

事業費への助成や市有施設の利活用等、負担軽減を図ることを求めました。また③については、申請手続きに堪能な専門家の派遣と気軽に相談できる会場確保並びに飲食店の衛生管理・感染防止対策の知見を持つアドバイザー派遣を、④については雇用状況の悪化が懸念されていることから、再就職支援を強化すべきと要望しました。



■ 拠点文化施設条例 ~環境に配慮した文化芸術エリアに~

本条例は、建替え期(1963年建設)を迎えた現・市民会館を本市の文化振興の拠点となる新たな施設として、須崎公園と一体的に整備し、ホールや駐車場等の利用料金や指定管理者による管理業務等を定めたものです。



須崎公園エリアのイメージスケッチ

て再整備するとしています(供用開始予定は2024年3月)。須崎公園は、都心の中に残された数少ない憩いの場でもあり、公園の魅力を保全するとともに、環境に配慮した文化芸術空間が創出されなければなりません。

本市では、2012年に「公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定しています。緑が多い公園内に位置する拠点文化施設は、可能な限り木材を活用することを求め、今後の設計の中で、建設業者と検討していくとの答弁を得ました。また、須崎公園内にある県立美術館について、福岡県は、大濠公園側の福岡武道館跡地に移転予定とし、現・県立美術館を何らかの形で今後も活用することから、魅力的な文化芸術エリアとなるよう、引き続き県としっかり協議すべきと要望しました。

おちいし俊則事務所

〒811-0204 福岡市東区奈多1-10-12

TEL 092-606-4541 FAX 092-606-6878

<http://www.ochiishi.jp/>e-mail / info@ochiishi.jp

笑顔をつくる。

PROFILE

1956年4月1日 福岡市東区奈多生まれ
1971年 和白中学校卒業
1974年 福岡高等学校卒業
1979年 福岡教育大学卒業
1979~2006年
27年間、福岡市内の小学校で教壇に立つ(和白東小、千代小、香椎浜小、東吉塚小、美和台小)
2019年 福岡市議会議員 三期目

所属委員会・協議会等

- ◆ 経済振興委員会
(経済観光文化局・港湾空港局・農林水産局)
- ◆ 少子・高齢化対策特別委員会
- ◆ 九州大学移転・跡地対策協議会
- ◆ 博多港地方港湾審議会
- ◆ 福岡市水産業振興審議会